

記入例

換価猶予（期間延長）申請書

宛先 高槻市長

令和 3 年 4 月 1 日

1

住所

所在地 **高槻市桃園町2番1号**

氏名

名称 **高槻 太郎** 印

※自署の場合は押印の省略可

電話

072-674-0000

携帯

090-0000-△△△△

下記の理由により、換価猶予（期間延長）の承認を受けたいので申請します。

2

一時に納付（納入）することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

住宅家屋の建設を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が中止・延期となっております。売上が減少している。銀行借入（毎月20万円）も返済を猶予してもらっている。取引先からの入金すべて納税に充てた場合、事業の継続が困難になる。

3

納付（納入）すべき市税

年度	税目	通知書番号	期別	税額	延滞金額	納期限	備考
R2	固定資産税	12345678	1	100,000	円 法律による金額	R2.6.1	
	"	"	2	100,000	"	R2.7.31	
	"	"	3	100,000	"	R2.9.30	
	"	"	4	100,000	"	R2.12.25	
R2	市府民税	0123456789	1	150,000	"	R2.6.30	
	"	"	2	150,000	"	R2.8.31	
	"	"	3	150,000	"	R2.11.2	
	"	"	4	150,000	"	R3.2.1	
合計				1,000,000	円		

①アとイの合計

4 1,000,000

円 ②現在納付可能資金額※
※「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

5 400,000

円 ③猶予を受けようとする金額 (①-②)

6 600,000

7 猶予期間

令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日 まで

※猶予期間の開始日は、申請年月日と同じ日を記入

8

納付（納入）計画

回数	納付期日	金額 (円)	回数	納付期日	金額 (円)
別紙「財産収支状況書の(B)及び(C)」または「収支の明細書の(C)及び(D)」の通り					

9

担保

有
 無

担保財産の詳細又は提供できない特別の事情

税理士
署名

電話番号

税理士法第30条の書面提出有

換価猶予(期間延長)申請書の記入方法

- 1 納税義務者の「住所・所在地」・「氏名・名称」・「電話番号」を記入してください。日中連絡がつく電話番号を記入してください。記載内容について詳細をお伺いする場合や、書類に不備があった場合は当市から連絡する場合があります。
- 2 「一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細」市税を一時に納入することにより、事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を、具体的に記入します。
- 3 「納付(納入)すべき市税」お持ちの納税通知書をご確認のうえ、未納となっている市税(年度・税目・通知書番号・期別・税額・納期限等)を記入してください。

- 4 「①アとイの合計」
「納付(納入)すべき市税」のアとイを合計した金額を記入します。

- 5 「②現在納付可能資金額」
【猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合】
「財産収支状況書」の「2 現在納付可能資金額(A)」欄から転記します。
【猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合】
「財産目録」の「4 現在納付可能資金額(D)」欄から転記します。

- 6 「③猶予を受けようとする金額」
「①アとイの合計」から「②現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記入します。

- 7 「猶予期間」
この欄には、「猶予期間の開始日」※から「納付計画の最終日」及びその期間を記入します。

※「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき市税の法定納期限以前に申請をする場合は、その市税の法定納期限の翌日とします。

- 8 「納付(納入)計画」
【猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合】
「財産収支状況書」の「4 分割納付計画」欄の「納付年月日(B)」及び「分割納付金額(C)」のとおりとします。
【猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合】
「収支の明細書」の「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日(C)」及び「⑤分割納付金額(D)」のとおりとします。

- 9 「担保」
猶予を受けるにあたり、担保を提供する必要がある場合には、担保として提供するものについて記入します。ただし、次の(1)~(3)のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- (1) 猶予を受ける金額(未確定の延滞金を含みます)が100万円以下である場合
- (2) 猶予を受ける期間が3ヶ月以内である場合
- (3) 担保を提供できない特別の事情(地方税法により担保として提供できることとされている種類の財産(※)がないなど)がある場合

※担保として提供できる財産の種類

- (1) 国債および地方債
- (2) 社債その他の有価証券で市長が確実と認めるもの
- (3) 土地
- (4) 建物、立木及び登記・登録される船舶、飛行機、回転翼航空機、自動車、建設機械で保険に附したものの
- (5) 鉄道財団等の財団
- (6) 市長が確実と認める保証人の保証